

第 2 期

白岡市教育振興基本計画

【案】

平成 2 8 年 1 2 月現在
白岡市教育委員会

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 教育振興基本計画とは	1
第2節 関連計画	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の協議・決定	3
第2章 第1期計画の推進状況	4
第1節「家庭・地域の教育力の向上」の推進状況	4
第2節「学校教育の充実」の推進状況	6
第3節「社会教育の向上」の推進状況	8
第3章 直近の学校評価の概要	10
第4章 基本的な方向	11
第1節 基本理念	11
第2節 基本構想	11
第5章 施策の方向	13
第1節 家庭・地域の教育力の向上	14
1 現状と課題	14
2 施策の方向	14
3 数値目標	16
第2節 学校教育の充実	17
1 現状と課題	17
2 施策の方向	18
3 数値目標	20
第3節 社会教育の向上	21
1 現状と課題	21
2 施策の方向	22
3 数値目標	24
第6章 計画の推進に向けて	25
第1節 市民と行政の協働による推進	25
第2節 P D C Aサイクルによる推進	25

第1章 はじめに

第1節 教育振興基本計画とは

教育振興基本計画は、教育基本法第17条の規定に基づき定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

教育基本法の平成18年抜本改正の際に、国や地方公共団体の責務を明らかにし、教育の今日的な課題解決を図るために定められました。

白岡市では、白岡市教育振興基本計画（平成24～28年度）を策定・推進してきましたが、この計画の期間満了に伴い、第2期白岡市教育振興基本計画を策定します。

教育基本法【抜粋】

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2節 関連計画

教育基本法を受けて、国や県も教育振興基本計画を策定・推進しています。

国では、教育振興基本計画（第1期）（平成20～24年度）が満了し、「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を掲げる第2期教育振興基本計画（平成25～29年度）を推進しています。

また、県においても、埼玉県教育振興基本計画（第1期）（平成21～25年度）が満了し、引き続き「生きる力を育て絆を深める埼玉教育」を基本理念とし、第2期埼玉県教育振興基本計画（平成26～30年度）を推進しています。

第2期白岡市教育振興基本計画は、これらの計画と整合性を図りつつ策定します。

また、本市では、第5次白岡市総合振興計画（平成24～33年度）に基づきまちづくりを進めています。

第5次白岡市総合振興計画では、8つの政策目標のうち、教育・文化・スポーツに関する政策目標として「学び楽しむまち」を掲げ、たくましく、感性豊かな子どもを育むため、家庭・地域・学校・行政が連携し、地域に開かれた学校教育を充実するとともに、家庭と地域の教育力の向上を図り、子どもから大人まで、市民一人一人が豊かな生活を送ることができるよう、市民の意欲に応じた学習、文化・芸術、スポーツ活動への積極的な取組を支援し、学習で得られた成果を地域に生かす仕組みづくりを進めることを目指しています。

第2期白岡市教育振興基本計画は、第5次白岡市総合振興計画後期基本計画の教育行政分野における計画を補足し、施策内容の整合性を図りながら、より具体的な計画として策定します。

第3節 計画の期間

第5次白岡市総合振興計画は、計画期間が前・後期それぞれ5か年となっており、白岡市教育振興基本計画（第1期）が前期5か年と同じ計画期間であったため、第2期白岡市教育振興基本計画についても、第5次白岡市総合振興計画の後期5か年にあたる平成29～33年度を計画期間とします。

計画の期間

西暦（年度）	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
平成（年度）	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
白岡市 教育振興 基本計画	5年間（第1期）									
					見直し 作業	5年間（第2期）				
第5次 白岡市 総合振興 計画	基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				

第４節 計画の協議・決定

平成２７年４月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会制度が大きく変わりました。

教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」が設置され、また、すべての地方公共団体に、市長と教育委員会で構成され、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う『総合教育会議』が設置されることになりました。

本市においても、市長と教育委員会で構成する『白岡市総合教育会議』を平成２７年度から設置しており、本計画は、この会議で協議し、教育行政の大綱としての意味を併せ持つものとします。